

○滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

平成18年12月28日

滋賀県条例第71号

改正（履歴省略）

（関係箇所一部抜粋）

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例をここに公布する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町が処理する事務の範囲等）

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

（経過措置）

第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合においては、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

付 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際別表に規定する事務に係る法令または条例もしくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表に規定する市町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為または当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成19年条例第9号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>(1) 削除（～(13)省略）</p>	
<p>(14) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）および火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 次に掲げる事務（建設用びょう打ち銃用空包、救命索発射銃用空包および煙火に係るものに限る。）</p> <p>（ア） 法第11条第3項の規定による省令第15条第1項の表(5)の項に掲げる者に対する命令</p> <p>（イ） 法第25条第1項の規定による消費の許可</p> <p>（ウ） 法第25条第3項の規定による消費の許可の取消し</p> <p>（エ） 法第43条第1項の規定による消費場所および保管場所への立入検査、質問ならびに収去</p> <p>（オ） 法第45条の規定による措置</p> <p>（カ） 法第46条第2項の規定による報告の徴収</p> <p>（キ） 法第47条の規定による指示</p> <p>（ク） 法第52条第1項の規定による意見の聴取</p> <p>（ケ） 法第52条第2項の規定による都道府県公安委員会への通報</p> <p>（コ） 法第52条第4項の規定による都道府県公安委員会からの措置の要請の受理（（ア）、（ウ）および（オ）ならびにイ（イ）に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>（サ） 法第52条第5項の規定による通報の受理</p> <p>（シ） 法第52条第6項の規定による通報の受理の報告</p> <p>（ス） 省令第81条の14の規定による同条の表第11号に掲げる届出書の提出の受理</p> <p>イ 次に掲げる事務（建設用びょう打ち銃用空包および救命索発射銃用空包に係るものに限る。）</p> <p>（ア） 法第17条第1項の規定による火薬類の譲受けの許可</p> <p>（イ） 法第17条第3項の規定による火薬類の譲受けの許可の取消し</p> <p>（ウ） 法第17条第4項の規定による譲受許可証の交付</p> <p>（エ） 法第17条第7項の規定による譲受許可証の記載事項の変更の届出の受理および書換え</p>	<p>市町</p>

<p>(オ) 法第17条第8項の規定による譲受許可証の再交付</p> <p>(カ) 火薬類取締法施行令第2条の規定による譲受許可証の返納の受理</p> <p>(キ) 省令第81条の14の規定による同条の表第15号に掲げる届出書の提出の受理</p>	
(～ (19) 省略)	
<p>(20) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査</p> <p>ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令</p>	町
(～ (33) 省略)	
<p>(34) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第45条第1項の規定による報告の徴収</p> <p>イ 法第46条第1項の規定による立入検査および質問</p> <p>ウ 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令</p>	町